

判例研究

〔商法 五九二〕 会社外部者による虚偽登記と会社の不実登記責任

東京地裁平成二八年三月二十九日判決
平二七(ワ)六二一九号(控訴)
金融法務事情二〇五〇号八三頁

〔判示事項〕

不実登記により登記簿上辞任したとされた代表取締役らが、当該不実登記を認識し、警察に相談し、当該会社の商業登記の状況を確認し、警察に告訴状を提出し、裁判所に所要の仮処分を申し立て、法務局に上申書を提出するなどした場合には、真実の登記を回復するまでに一定の期間が経過したことを考慮しても、代表取締役が不実登記を放置していたというだけでは、不実登記を登記申請権者の申請に基づく登記と同視するのを相当とするような特段の事情があったとは認められず、右の間に当該会社と契約を締結した第三者は、会社法九〇八条二項により保

護される者に当たらない。

〔参照条文〕

会社法九〇八条二項

〔事実〕

Y社(被告)は、不動産の賃貸・管理を目的とする会社であり、昭和三二年に合資会社として設立され、平成二一年に組織変更して株式会社となったものである。A(訴外)は、平成一五年よりY社の代表社員、組織変更後は代表取締役であった。

B(訴外)は、平成二六年九月二四日、Y社代表取締役として、東京法務局に対し、取締役、監査役および代表取

締役の変更について登記申請した。これにより、同日、同月九日付で、C・D（取締役）およびE（監査役）が取締役等を辞任した旨、Bが新たにY社取締役・代表取締役役に就任した旨、および、F・G（取締役）およびH（監査役）が新たに取締役等に就任した旨が登記された（C・D・E・F・G・Hは訴外）。さらに、Bは、同月三〇日、Y社代表取締役として、東京法務局に対し、取締役および代表取締役の変更ならびに本店移転について登記申請した。これにより、同年一〇月二日、同年九月二十九日付で、AがY社取締役・代表取締役を辞任した旨、および、Y社本店所在地を、東京都品川区から豊島区に変更した旨が登記された（平成二六年九月二四日の登記および同年一〇月二日の登記を以下「本件法人登記」）。しかし、これらの登記申請の際、登記申請書の添付書類としてBが提出したY社株主総会議事録、取締役会議事録、Aの取締役・代表取締役辞任届、C・D・Eの取締役等辞任届は、いずれもBが偽造したものであり、BがY社株主総会でY社取締役に選任されたことはない。

平成二六年一月一日、A・C・D・E（以下「Aら」）は、取締役等の登記が変更されていることを認識し、同日中に弁護士事務所に相談した。翌二二日、Cが東京法

務局城南出張所に赴き、Y社所有の土地建物（以下「本件不動産」）の登記簿が閉鎖されており、何らかの変更登記申請がされていることを把握した。さらに翌三日、Cが弁護士とともに東京法務局品川出張所に赴き、Y社の商業登記を閲覧し、Bらによる会社乗っ取りであることを把握した。同月一六日、本件について警察に相談した。翌一七日および一八日、Aらは、法務局統括官より、上記手続進行中の不動産登記申請を止める方策などについて具体的な教示を受けた。同月一九日、Aらは、警察に、本件一連の行為が有印私文書偽造罪等の犯罪行為にあたるとして告訴状を提出して受理され、所轄警察署から城南出張所統括官宛に通報してもらい、また、A作成の上申書を同出張所に提出した。

同日（一月一九日）、Aらは、東京地方裁判所に、Y社・B・F・G・H（以下B以下を「Bら」）を債務者として、職務執行停止・代行者選任・取締役等の地位不存在確認の仮処分を申立てをした。平成二六年一月二五日、同裁判所は、同仮処分を決定した。平成二七年一月六日、Bらの取締役・代表取締役就任登記および監査役就任登記が抹消され、Aらの取締役・代表取締役辞任登記および監査役辞任登記が抹消され、Aらの取締役等の就任登記が回

復された。

また、Aらは、Y社の取締役の地位存在確認等を求める訴えを提起した（BがY社に補助参加）。平成二十七年七月三〇日、東京地方裁判所がAらの請求を認容し、Bが控訴したが、同年一月二四日、控訴も棄却された。Aらは、Bらの解任を内容とする変更登記、Bらへの通知の送付、本件不動産に所有者等についての貼り紙をすることはしてない。

X（原告）は、平成二六年一〇月中旬頃、知人I（訴外）から、Bが代表取締役を務めるY社において、本件不動産を担保に事業資金の融資先を探していると聞き、その数日後、本件不動産所在地に赴き、状況を確認するなどした。その後、Xは、J社不動産部K（いずれも訴外）が取得したY社法人登記、本件不動産の登記等を、Iを通じて受領し、本件不動産の所有者がY社であり、かつ、その代表取締役がBであることを確認した。

Xは、Y社への融資を具体的に検討することとし、Iを通じて、Kを窓口として、Bとの交渉を開始し、平成二六年一月上旬頃、金銭消費貸借契約および譲渡担保権設定契約を締結することに大筋で合意した。同月一七日には、IとKを通じて、その具体的条件の協議を開始した。

Xは、平成二六年一月二八日の数日前、IにL司法書士（訴外）の事務所に行ってもらい、本件不動産の所有者およびY社の代表者を再度確認した。もともと、この頃、本件不動産の登記簿は閉鎖されていたから、L司法書士が本件不動産登記簿を確認したとは認められない。

Xは、平成二六年一月二八日、L司法書士の事務所、Bらの同席の下、貸付金額五〇〇万円の金銭消費貸借契約およびその担保のため本件不動産に関する譲渡担保契約（以下「本件譲渡担保権設定契約」）を締結した。L司法書士から、譲渡担保権に係る登記の申請は受理されたので、登記手続に特に問題はないとの説明を受け、Bに対し、現金五〇〇万円を交付した。

Xが、Y社に対し、本件譲渡担保権設定契約に基づき、本件不動産について、所有権移転登記手続を求めて訴えを提起したのが本件である。

〔判旨〕

請求棄却

「会社法908条2項……が適用されるためには、原則として、……不実の登記自体が登記の申請権者の申請に基づいてされたものであることを必要とし、そうでない場合には、登記申請権者が……当該不実登記の存在が判明して

いるのにその是正措置をとることなくこれを放置するなど、当該登記を登記申請権者の申請に基づく登記と同視するのを相当とするような特段の事情がない限り、同条による登記名義者の責任を肯定する余地はないものと解するべきである（最高裁昭和55年判例参照）。」

「本件においては、Xは、BがY社の代表取締役でないことにつき善意であったと認められるが、他方、本件法人登記はBらにより勝手に作出されたものであり、真の代表取締役であるAは何ら関与していないのであるから、登記申請者であるY社の申請に基づいてされたものと認めることはできない。

そして、Aらは、本件法人登記の存在を認識した平成26年11月11日には、すぐに代理人弁護士に相談し、同月13日には代理人弁護士と共に、Y社の商業登記の状況を確認し、同月17日には違法な登記申請を止める方策の教示を受けて、同月19日には警察に告訴状を提出し、当庁に仮処分を申し立て、法務局にAの上申書を提出するなどしていることをふまえると……、Aらが平成26年11月11日に本件法人登記の存在を知ってから、仮処分に係る登記が平成27年1月6日に経由される……までに一定の期間が経過したことを考慮しても、Y社の真の代表

取締役であるAが、本件法人登記の存在が判明しているのにその是正措置をとることなくこれを放置していたということはできず、「当該登記を登記申請権者の申請に基づく登記と同視するのを相当とするような特段の事情」があったとは認められない。」

「AらがBらを解任する内容の変更登記をしていないことについては、後日、Bが登記の上で代表取締役とされていた期間中に同人を代表者として取引した者から、Y社はBがY社の代表者としてした行為を追認したと主張されるおそれもあり、必ずしもかかる内容の変更登記が適切な手段であったとはいえない。AらがBらに対し通知をしていないこと、本件不動産に貼り紙等をしなかったことについては、確かに、通知や貼り紙は、新たな被害の発生を防止するためにそれなりの措置であるとは考えられるものの、本件法人登記に対する是正措置それ自体に関するものではなく、これらの措置をとらなかったことをもって、「特段の事情」があるとは認められない。」

〔研究〕

一 本件は、会社とは何の関係もない第三者Bによって同人をY社代表取締役とする等の不実登記がされ、その後登

記が回復されるまでの間に、交渉に入り契約を締結したXについて、会社法九〇八条二項（平成一七年改正前商法一四条に対応しており、以下、文脈に応じていずれかの意味で「本条」）に基づく保護が問題となった事案である。本判決は、Y社（真の代表取締役A）側が不実登記認識後すぐに所要の対応を執ったことを認め、会社の責任を否定した。

本条の「不実の事項を登記した者」は、登記申請権者である会社自身を指すものであり（最判昭和四七年六月一日民集二六卷五号九八四頁参照）、これを適用要件として考える場合、具体的には代表権を有する者によって申請された不実登記が問題となる（行澤一人（稿）森本滋『山本克己（編）『会社法コンメンタール20―雑則』（商事法務平成二八年）二〇七頁）。しかし、代表権者以外の者による不実登記であっても、「登記申請権者がみずから登記申請をしないまでもならかの形で当該登記の実現に加功し、又は当該不実登記の存在が判明しているのにその是正措置をとることなくこれを放置するなど、右登記を登記申請権者の申請に基づく登記と同視するのを相当とするような特段の事情」（最判昭和五五年九月一日民集三四卷五号七一七頁（以下「最判昭和五五年」）、後段の事由を「放置事

由」）があれば、やはり本条の責任が問題となる。本件は、会社とは無関係の第三者が虚偽の内容の登記を申請したものであるから、特段の事情の成否が問題となり、放置事由に当たらないと判断された事例として意味がある。

以下では、放置事由に当たらないとされるために、会社側が執るべき措置について、裁判例・学説を振り返りつつ、本判決の判断を確認し（二）、また、こうした場合の対応策としての、解任登記や、不実登記の事実を第三者側に知らせる措置の要否について検討する（三）。最後に、本事件後の制度的手当てについて触れる（四）。

二 放置事由による特段の事情の成否が問題となった裁判例（最判昭和五五年以前のものも含む）を整理する。特段の事情が認められたものでは、不実登記に気づかず放置した（容易に覚知し得た）とされた①東京地判昭和三十一年九月一〇日下民集七卷九号二四四五頁（株主総会・取締役会不開催）、および、覚知後も是正措置を執らなかつたとされた三事例、②東京高判昭和四一年五月一〇日下民集一七卷五・六号三九五頁、③名古屋高判昭和六〇年九月三〇日判例タイムズ五七九号七六頁（覚知後約一〇年経過）、④福岡地小倉支判平成一五年九月一九日金融法務事情一七二〇号四六頁（後掲⑧の原審）（約一月半、代表取締役職務

執行停止仮処分申請を行わなかった)がある。特段の事情が認められないとされたものには、⑤東京高判昭和四九年四月九日金融・商事判例四二二二号二頁(直ちに株主総会決議不存在確認訴訟提起)、⑥東京高判平成三年二月二六日金融・商事判例八六九号三頁(覚知後直ちに具体的な措置が執られたとはいえないが、端緒となる出来事から直ちに弁護士に依頼するなど代表者側の事情を考慮)、⑦東京地判平成九年一月五日生命保険判例集九卷四八七頁(弁護士を通じ不実登記から一週間余りで覚知、覚知から九日後に取締役解任登記)、⑧福岡高判平成一六年五月二五日金融法務事情一七二〇号四〇頁(相手方に不実の登記であることを伝え、直ちに弁護士に依頼、依頼から一月内の決議取消訴訟提起も加味できる)、⑨東京地判平成一九年一月一六日判例集未登載(すぐに弁護士に連絡)がある。

不実登記を覚知した会社(真の代表権者)の対応としては、⑦捜査機関への告訴等、①保全処分として、取締役等の職務執行停止および職務代行者選任の仮処分申請と、取締役等の地位を仮に定める仮処分申請(民事保全法二三条二項)があり、⑩本案訴訟として、取締役等の地位不存在確認の訴え、取締役等選任決議不存在確認の訴え(株主総会決議につき会社法八三〇条一項)、あるいは抹消登記の

訴えを提起することが考えられる(鈴木龍介「本橋寛樹「本件判批」登記情報六六九号(平成二九年)六〇頁以下)。

⑦は、不実登記は正に資するものでなく、重視すべきでないとするもの(吉田直「⑥判批」金融・商事判例八七九号(平成三年)三七頁、来住野「本件判批」明治学院大学法学研究一〇三号(平成二九年)二一九頁)と、是正のための間接的努力として評価できるとするもの(野田耕志「⑧判批」ジュリスト一三三三〇号(平成一九年)一六二頁、⑥同旨。)とがある。

④⑦は、不実登記除去に直接的な意味を持つ対応であり、放置事由ありとされないためには、不実登記覚知後、これらの対応が迅速に執られることが必要といふべきである。裁判例でも、②は、代表取締役選任決議不存在確認の訴えを提起するか、その提起前に、代表取締役職務執行停止、代行者選任の仮処分申請をなすべきであったとする。④も、代表取締役職務執行停止の仮処分申請を行わなかったことは放置したことになるとする。⑤は、直ちに株主総会決議不存在確認の訴えを提起したことを積極的には是正するものと評価する。

また、弁護士に相談することは、④⑦の準備行為に入つたものとして評価できる(野田・前掲一六二頁、来住野・

前掲二二〇頁、潘阿憲「本件判批」ジュリスト一五一四号（平成三〇年）一一〇頁。⑧は、直ちに弁護士に依頼したことを、放置していたと評価できない事情の一つとして挙げるし、⑨も、端緒となる出来事があつてすぐに弁護士に連絡したことをもつて、放置と評価できる事情はないとする。⑨はこれ以外の具体的対応を問題にしないように読める。ただし、⑨は、地位保全仮処分申立てでも迅速になされたと推察される事案である。⑥は、仮処分申請が、覚知から三四日後であつたが、直ちに弁護士に依頼し、⑦の対応を執っていたことから、放置していたとは認められなかつた。もつとも、同判決は、申立て遅延について、代表者の高齢、療養中であつたこと、経済的事情から、時間を要したとする。これらを、会社側を有利にできる事情としたことには異論がある（吉田・前掲四二頁）。

判旨は、端緒となる出来事からすぐに（同日中）弁護士に相談したことのほか、登記事項の確認（端緒から二日後）、法務局への相談（同六日後）、警察への告訴状の提出（同八日後）、裁判所への仮処分申立て（同日）、および法務局への上申書の提出（同日）などが、迅速になされていることから、放置していたということはできないとしている。特にどの措置を重視するというのではないようであ

り、これら一連の対応が迅速になされたことを全体として評価して、放置に当たらないとするものである。他方、⑦に当たる対応が執られたことも認定されているものの、ここには挙げられていない。⑦の措置は不実登記除去に直接的効果がないという見方からすると、ここで相談・上申書提出先である法務局とは、本件不動産の登記を管轄する法務局出張所であつて、これも重視されるべきでないという見方でもできるかもしれない（判旨自身も、他方で、「本件法人登記に対する是正措置それ自体」に関するか否かが判断基準となることを示唆する）。いずれにせよ、従来の裁判例も、覚知（端緒）後迅速な対応が執られていれば、特段の事情成立を否定してきたから、本判決もそうした傾向に沿うものといえる（弥永真生・ジュリスト一五〇二号（平成二九年）三頁、川村力・平成28年度重要判例解説・ジュリスト一五〇五号（平成二九年）一一二頁（いずれも本件判批））。

なお、判旨は、端緒となる出来事から登記回復までに時間を要した（五六日）ことに触れるが、この局面で問われるのは覚知（端緒）後の会社側の対応とその迅速性であるから、これは蛇足といえよう。⑥（七七頁）⑨（仮処分命令を得るまでに五二日）も、登記回復前に取引のあつた事

案であったが、この点の言及はない。

三とはいえ、登記の回復までには時間を要するし(弥永・前掲三頁)、二で挙げた対応では、既に進行中の取引の相手方は登記の不実を知りえない(潘・前掲一一頁)。そこで、取引進行を阻止するより踏み込んだ対応の要否が問題となる。

Bらの解任登記をすべきであったかについて、判旨は、後日、解任登記前のBの代表行為を追認したと主張される懸念があるとして適切な手段でないとする。⑥も同じ趣旨のことを説示しており、これを是認する見方もある(来住野・前掲二一九頁)。他方で、解任登記をしても、追認したことにはならず、むしろ是正措置として重視すべきだとするものもある(吉田・前掲四二二頁)。⑦は、事案における解任登記自体について「火急の措置」としてやむをえなかったとするとともに、同措置を含む対応を「迅速に適切な対処」をしたものとして、特段の事情成立を認めなかった(当事者は、右解任登記により、その者がそれまで代表取締役に選任されていたことが裏付けられるとも主張していた)。判旨の懸念するような主張がなされても、その主張が通るかどうかは結局のところ本条の適用の可否の問題、すなわち放置していたと評価されるかどうかだとすると、

⑦も踏まえれば、後者の見方に分がありそうである。しかし、こうした場合の対応措置として解任登記を認めるとしても、それには所定機関の解任決議が必要であるから、それができる会社は限られる。また、実施するにしてもあくまでも暫定的な措置として可能ということであろうから、できるのになかったからといって会社の帰責性が肯定されるというものではないであろう。判旨に賛成してよいと考える。

貼り紙をすべきであったかについて、判旨は、「本件法人登記に対する是正措置それ自体に関するもの」でないとして退ける(⑥同旨、⑦措置の密行性の要請があるとも)。第三者側を突き放すような印象も受けるが(弥永・前掲三頁参照)、判旨のような理解は、本条の責任を、外観信頼保護よりも、登記法上の責任として捉えるべきとする指摘(渋谷光子「最判昭和五五年判批」法学教室八号(昭和五六年)九九頁)と整合的なようにも思われる。こうした理解からは、登記を放置したことが問題となるのであって、信頼を放置したことではないということができるかもしれない。⑧は、相手方に知らせたことを不放置の徴憑の一つに挙げるが、本条をどのように理解するかにより、この点の評価は分かれることになるかもしれない。あるいは、第

三者側と真の代表者との間に接触があつたような事案(⑦)⑧)では、別の考慮が働く余地があるといえるのかもしれない(草野真人「⑥判批」平成3年度主要民事判例解説・判例タイムズ七九〇号(平成四年)一六一頁は、比較衡量の可能性を示唆する)。

もつとも、本件のような、外部者による虚偽の商業登記をからめた不動産取引は(⑥⑨?)、いわゆる地面師の用いる手口(役割分担により第三者性を装う)の一つのようであり、裁判所は、何らかの心証を得て、理由を構成している可能性も排除できない(これに対して、最判昭和五五年や東京地判平成二七年二月一二日判例集未登載は、内紛に起因する不動産取引の事案)。

四 会社代表者以外の者による虚偽登記に端を発する本条の責任の成否では、専ら覚知後の会社側の対応が問題となるとすれば、そもそも虚偽登記がなされないような制度的・立法的配慮が重要になる。本事件後の平成二七年改正商業登記規則六一條八項は、代表取締役、取締役等の辞任による変更の登記申請書には、押印した辞任届と印鑑証明の添付を要するものとした。これにより、本件のような代表取締役不知の間に虚偽の退任登記がなされるといった事態は、相当程度抑制されることが指摘されている(鈴木

|| 本橋・前掲(五九頁)。

付記 本文掲記のほか、矢崎淳司「本件判批」税務事例五〇

卷七号(平成三〇年)八四頁がある。

杉田 貴洋